号 外 第 28 号 3月24日(月)

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4)…2 ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(5)……3 ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(6) ……6

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第4号

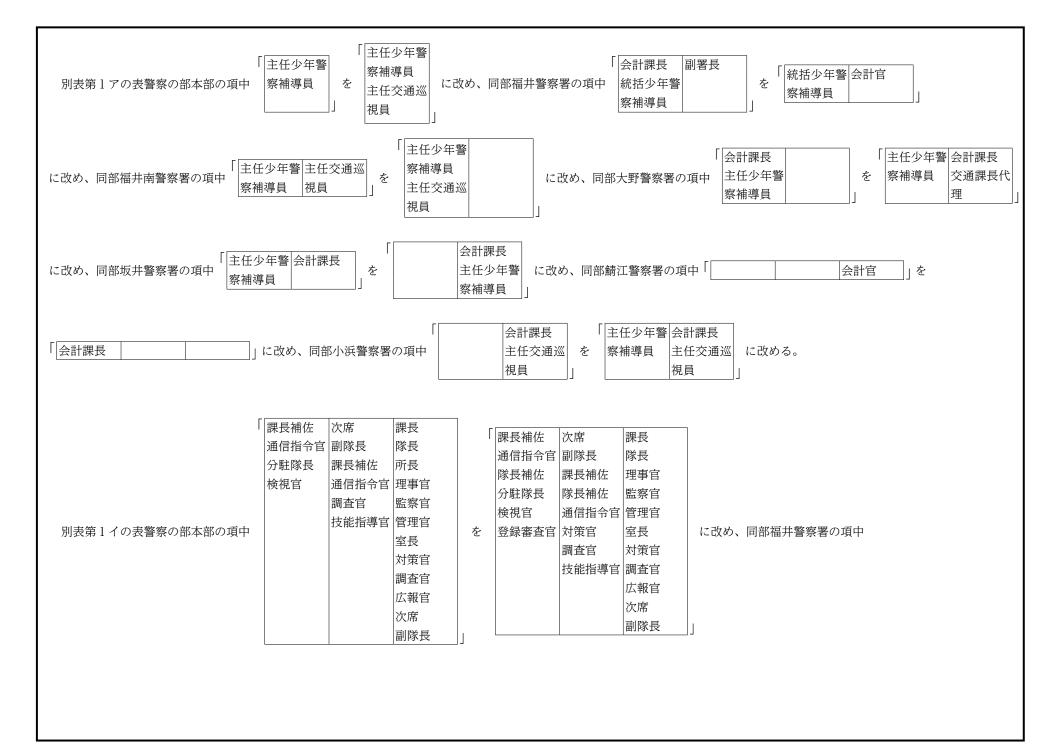
福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | |
|------------------------------|--|--|---------------------------|---------------|---|--|--|
| 別表第 1 (第 2 条関係) 給料表の適用範囲表 | | | 別表第1 (第2条関係) 給料表の適用範囲表 | | | | |
| 給料表の種類 | 適用する機関 | 適用する職員 | | 給料表の種類 | 適用する機関 | 適用する職員 | |
| (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | |
| 教育職給料表(2) | (略) | (略) | | 教育職給料表(2) | (略) | (略) | |
| | 総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、工幕境部自然環境課、年縞博物館、中環境部自然環境課、年縞博物館、東立病院、衛生環境研究センター、選技術センター、臨業試験場、最芸研究センター、教育庁生涯とのが明確を対している。というのでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | 左欄の機関に勤務する職員のうち、専門の機関に勤務専門の会員のうち、専門の会員を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | | 研究職給料表 | 総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、消費生活センター、原子力環境監視センター、超性を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を | 左欄の機関に勤務 する職員のうち、 専門的科学知識と 創意等をもって、 試験研究業務に従事 する者 | |
| 医療職給料表(1) | 部鑑識課、警察本部科学捜査研究所 (略) | (略) | | 医療職給料表(1) | 識課、警察本部科学捜査研究所(略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | |
| | | | | | | | |

参事官 課長 科学捜査 参事官 研究所長 課長 理事官 科学捜査 監察官 研究所長 管理長 理事官 地域機動 警察隊長 監察官 管理長 機動捜査 機動警察 副署長 を 別表第11警察本部の部本部の項中 に改め、同部福井警察署の項中 隊長 隊長 交通機動 高速道路 隊長 交通警察 高速道路 隊長 交通警察 機動隊長 隊長 原子力施 機動隊長 設警備隊 原子力施 長 設警備隊 長 福井南警察署、 福井南警察署、 鯖江警察署、越 副署長 会計官 に改め、同部福井南警察署、鯖江警察署、越前警察署および敦賀警察署の項中 に改め 越前警察署およ 前警察署および び敦賀警察署 敦賀警察署 鯖江警察署およ 、同部小浜警察署の項中 小浜警察署 に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和7年3月24日 福井県人事委員会 委員長 野村 直之 福井県人事委員会規則第5号 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和44年福井県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。



| 長代理 警務課長 刑事第1課 刑事第2課 | 副署長 刑事官 交通官 地域官 | 刑事第1課 長代理 刑事第2課 長 刑事第2課 | 警務課長 交通第1課 長 警備課長 | 副署長 刑事生活安 全官 地域交通官 | | | 生活安全課警務課長 | | 生活安全課 警務課長 |
|--|--------------------------|--|----------------------------|---|------------------|-------------------|---|-------------|---|
| 長代理 長 地域第1課 長 長 警備課長 長 大手交番所 長 | を し | 長代理 長代理 表 表 地長 地長 地長 地長 大長 大長 | | | に改め、同部福井市 | 古敬宏要の话由 | 善勝 刑事課長 整備課長 交通課長 地域課長 | <i>ا</i> ح | 長 刑事課長 ទ通課長 警備課長 地域課長 |
| に改め、同部大野警察署の | 全課長 | 安副署長警務課長 | を全部 | | | 部勝山警察署の項 | 「 交通課長 副署 質中 地域課長 刑事 全割 | 生活安 2 | 刑事生活安 副署長 全課長 交通課長 地域課長 |
| に改め、同部坂井警察署の | 全課長 刑事生活 | 理: | 全部 を 交通 警備 | 事生活安 副署 課長代理 警務 所事 意課長 刑事 意課長 全調 或課長 | 辞長 第生活安 に改め、同 | J部坂井西警察署 <i>0</i> | 「刑事生活安 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 別署長 地域課長 | 耐事生活安 副署長 全課長 交通課長 地域課長 |
| に改め、同部鯖江警察署の | 「 刑事課長 交通課長 | 生活安全課 | 長を 交通 | 哲安全課 警務 | 課長 | 部越前警察署の項 | | 課長 | 生活安全課 警務課長長刑事課長交通課長警備課長 |

交通課長 生活安全課 地域課長

警務課長 刑事課長 警備課長

生活安全課 警務課長 警備課長 を刑事課長 交通課長

地域課長

に改め、同部小浜警察署の項中

||刑事生活安||警務課長 全課長 警備課長 刑事生活安 地域課長 全課長代理 交通課長

刑事生活安 警務課長 全課長 地域課長 刑事生活安 全課長代理 交通課長 警備課長

に改める。

別表第1ウの表警察の部本部の項中

に改め、同部敦賀警察署の項中

| 研究員 主任研究員参事 主事 課長補佐 係長 研究員 主杳

「研究員 主任研究員 所長 課長補佐 参事 主杳 主事 係長 研究員 主查

に改める。

別表第1カの表警察の部本部の項中「主事

」を「主事 主事 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第6号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則(昭和32年福井県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1 適用区分表(第2条関係)

勤務箇所 調整数 職員 (略) (略) (略) 特別支援教育センター (略) (略) わかさに乗り組み、船務に従事 地域指導課 することを本務とする職員 警備課 (略) (略)

改正後

別表第1 適田区分表(第2条関係)

| 1X为 1 题用色为我 (为 2 未因 床) | | | | | | |
|------------------------|----------------|-----|--|--|--|--|
| 勤務箇所 | 職員 | 調整数 | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | |
| 特別支援教育センター | (略) | (略) | | | | |
| 地域機動警察隊 | わかさに乗り組み、船務に従事 | 1 | | | | |
| | することを本務とする職員 | | | | | |
| 警備課 | (略) | (略) | | | | |

改正前

附則

この規則は、公布の日から施行する。